

高知県SDGs推進アドバイザー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「高知県産業振興計画」に基づき、持続可能な地域社会づくりに向けて、県内事業者等のSDGsに関する課題等に対し、「高知県SDGs推進アドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）の派遣等を行い、指導及び助言を通じて、県内事業者等のSDGsを意識した取組を支援することを目的とする。ただし、対外的な打ち出しに係るチラシやホームページ等の作成を目的としたものは、支援の対象としない。

(指導及び助言の具体的な内容)

第2条 アドバイザーの指導及び助言の具体的な内容については、以下のとおりとし、アドバイザーの派遣は、第8条の決定に基づき実施する。

- (1) 県内事業者等（こうちSDGs推進企業（以下「登録企業」という。）を除く）を対象とする指導及び助言
 - ア SDGsの概要に関する習得に係る支援
 - イ 事業者の取組内容とSDGsとの紐付けに係る支援
 - ウ SDGsに関する対外的な打ち出しや活用に係る支援
- (2) 登録企業を対象とする指導及び助言
 - ア SDGsの視点を経営に取り入れた事業等の展開に係る支援
 - イ SDGsに関する取り組みにおける他社との連携等に係る支援

(指導及び助言の回数)

第3条 アドバイザーの指導及び助言の回数は、以下のとおりとする。

- (1) 県内事業者等（登録企業を除く）を対象とする指導及び助言
 - 1 事業者当たりの指導及び助言は、3回を限度とする。ただし、事業者を会員とする団体が会員向けに実施するセミナー等における指導及び助言については、この限りでない。
- (2) 登録企業を対象とする指導及び助言
 - 1 事業者当たりの指導及び助言は、5回を限度とする。ただし、前号による指導及び助言を受けた後に登録企業として指導及び助言を受ける場合は、既に実施された指導及び助言を含めて、5回を限度とする。

(指導及び助言の対象者)

第4条 第2条第1号に規定するアドバイザー派遣の対象者は、高知県内に本店又は営業所等があり、SDGsを意識した取組を行う法人、団体又は個人事業主であって、産業政策課長が適当と認めるものとする。ただし、国、地方公共団体及び宗教法人を除く。

(指導及び助言の実施時期)

第5条 指導及び助言の実施時期は、派遣の決定がなされた日から同年度の3月末日（閉庁日の場合はその直前の閉庁日）までの間とする。

(アドバイザーへの謝金額)

第6条 アドバイザーへの謝金の額は、次の（1）ア又はイのいずれか及び（2）の合計額とする。

- (1) 報償費
 - ア 1回の職務に要する時間が4時間以上となる場合
1回当たり5万円
 - イ 1回の職務に要する時間が4時間未満となる場合

1回当たり3万円

(2) 県の旅費規程に基づき算定した旅費相当額

(派遣等の申請)

第7条 アドバイザーの派遣を受けようとする者（以下、「実施主体」という。）は、指導及び助言を受けようとする最初の日（以下、「派遣開始日」という。）の14日前までに、様式第1号による申請書及び様式第2号、第3号等の添付資料を、産業政策課に提出するものとする。

(派遣等の決定及び通知)

第8条 産業政策課長は、前条の申請があったときは、派遣等の適否を決定し、様式第4号により実施主体に、様式第5号によりアドバイザーに通知する。

(派遣等の変更及び中止)

第9条 前条の規定により派遣の決定を受けた実施主体は、その活動を中止しようとするとき、又は次の各号に該当するときは、原則として変更（中止）をしようとする日の14日前までに、様式第6号による変更（中止）申請書を産業政策課に提出するものとする。

- (1) アドバイザーの変更
- (2) アドバイザー派遣等の回数の変更
- (3) アドバイザー派遣内容の大幅な変更

(派遣の変更（中止）決定及び通知)

第10条 産業政策課長は、前条の申請があったときは、アドバイザー派遣の変更（中止）を決定し、様式第4号により実施主体に、様式第5号によりアドバイザーに通知する。

(指導及び助言の実施)

第11条 産業政策課は、アドバイザーの指導及び助言の実施の際に、その実施状況を確認するため、必要に応じて同席できるものとする。

(守秘義務)

第12条 アドバイザーは、指導及び助言により知り得た申請者の情報について、公にされている事項を除き他に漏らしてはならない。

(実施主体からの報告)

第13条 実施主体は、指導及び助言を受けた日から14日以内又は同年度の3月末日（3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに、様式第7号の指導及び助言内容報告書（実施主体用）を産業政策課に提出するものとする。

(謝金の支払い)

第14条 産業政策課は、前条に規定する報告書を受領したのち、速やかに内容を確認し、適正と判断された場合はアドバイザーに対して謝金を支払うものとする。なお、複数回の指導及び助言については、その都度報告書を確認することで謝金を支払うことができるものとする。

(アドバイザーからの指導及び助言完了報告)

第15条 アドバイザーは、指導及び助言が完了したときは、その日から30日以内又は3月末日（3月末日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）のいずれか早い日までに、様式第8号による指導及び助言内容完了報告書（アドバイザー用）を産業政策課に提出するものとする。

(実績報告)

第 16 条 実施主体は、指導及び助言が完了したときは、その日から 30 日以内又は 3 月末日（3 月末日が閉庁日の場合はその直前の閉庁日）のいずれか早い日までに、様式第 9 号による実績報告書を産業政策課に提出するものとする。

(指導及び助言終了後の進捗状況報告)

第 17 条 実施主体は、指導及び助言実施年度の翌年度 9 月末日の事業の進捗状況について、様式第 10 号による進捗状況報告書を、10 月末日までに産業政策課に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、上記の報告時点について、産業政策課が特に必要と認める場合は、事業完了から 6 月が経過した日以後において任意に設定できるものとする。

3 産業政策課は、事業の進捗の状況によっては、実施主体への訪問等により内容照会又は活動状況調査等を行うことができるものとする。

(情報の開示)

第 18 条 派遣を受けた実施主体に関して、高知県情報公開条例（以下、「条例」という。）に基づく開示請求があった場合には、同条例第 6 条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

2 指導及び助言の実施を通じて産業政策課が知り得た実施主体の情報は、実施主体の許可なく当該事業の実施以外の用途に使用しないものとする。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 20 日から施行する。